

1. 研究活動

(1) プロジェクト研究

研 究 課 題	研究期間	研究代表者
1) 小・中学校における障害のある子どもへの「教育支援体制に関する在り方」及び「交流及び共同学習」の推進に関する実際的研究	16～19年度	藤本 裕人 (企画部・総括研究員)
2) 特別支援学校における自閉症の特性に応じた指導パッケージの開発研究－総合的アセスメント方法及びキーポイントとなる指導内容の特定を中心に－	18～19年度	徳永 豊 (企画部・総括研究員)
3) 小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究	18～19年度	松村 勸由 (教育研修情報部・総括研究員)
4) 発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究	18～19年度	渥美 義賢 (教育支援研究部・上席総括研究員)

研究の概要

1) 小・中学校における障害のある子どもへの「教育支援体制に関する在り方」及び「交流及び共同学習」の推進に関する実際研究

(研究の趣旨及び目的)

本研究では、「今後の特別支援教育の在り方」に関する調査研究協力者会議の最終報告及び中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(答申)を受け、小・中学校における特別支援教育体制を推進するために 特殊学級や通級指導教室において、障害の多様化を踏まえ柔軟かつ弾力的な対応が可能となるような方法の検討、通常の学級に在籍する児童生徒の障害に応じた特別な指導や教科指導等、一人一人の教育的ニーズに対応可能な「特別支援教室(仮称)」についての検討、「交流及び共同学習」を推進するための方法の検討を行っているところである。

(研究全体の概要)

平成16年度～17年度にかけては、小・中学校の特殊学級の実態調査を行い、弾力的な運用として、次の9点の内容を明らかにし、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会(第17回資料5)に報告したところである。9点は次のとおりである。特殊学級担当教員が在籍児童生徒の指導を果たした上で、放課後等の時間に個別指導を行う。特殊学級の在籍児童生徒が交流及び共同学習に行くことで、特殊学級担当教員の週の間割に空きが生じて個別指導を行う。特殊学級に他の教員が指導に来るため、特殊学級担当教員の週の間割に空きが生じて個別指導等を行う。特殊学級の教員が、障害のある児童生徒に付き添って通常の学級に入り、特殊学級の児童生徒の指導等に加えてLD等の児童生徒の支援をする。特殊学級の児童生徒とLD等の児童生徒が一緒の場で、指導を受ける。特殊学級担当教員が、通常の学級に教科指導に行き、当該教室に在籍するLD等の児童生徒を視野に入れて丁寧な授業を行う。加配教員がLD等の児童生徒への個別指導を行う。加配教員が通常の学級への支援(個別の配慮を行うTT的動き)を行う。

加配教員が全体の教科指導を行い、LD等の児童生徒の状態をよく知る担任が当該児童生徒の支援を行う。これら実態から現段階での「特別支援教室(仮称)」の機能について検討した結果、障害種別の専門的な指導を行う上で、特別支援教育の体制を形成するには、「校内支援体制」をさらに推し進め、「地域内支援体制の構築」が必要であることが明らかになった。

平成18年度は、「地域内支援体制の構築」についての方法を解明することに着手すると同時に、特別支援教育の推進に関連する「交流及び共同学習」の推進方略についても、同時並行で実態調査・検討を行い、小・中学校における特別支援教育体制の構築に寄与する方法の検討を行うとともに、「特別支援学級」の指導事例集を出版した。

また、平成18年度から、文部科学省「新教育システム開発プログラム」において「特別支援教室制度」研究が始まり、本プロジェクト研究メンバーが、研究組織構成員として研究に取り組んだ。そこでは、平成16～17度にかけてプロジェクト研究で取り組んだ成果として「弾力運用の9パターン」「地域内支援体制」の研究結果に加えて、平成18年度のプロジェクト研究として取り組んだ「特別支援教室の特性」「特殊学級の児童生徒の交流及び共同学習の実態」の研究結果が反映されることとなった。

平成19年度は、従来から一貫して取り組んできた「小中学校における特別支援教育体制の構築」及び「交流及び共同学習」との関係性について解明を行い、国立特別支援教育総合研究所見解として、研究結果・情報を提出する。

2) 特別支援学校における自閉症の特性に応じた指導パッケージの開発研究

- 総合的アセスメント方法及びキーポイントとなる指導内容の特定を中心に -

(研究の趣旨及び目的)

平成17年度まで、3年計画で行ったプロジェクト研究では、主として知的障害養護学校等における自閉

症を併せ有する幼児児童生徒に焦点を当て、盲・聾・養護学校に在籍する幼児児童生徒の4人に1人が自閉症を併せ有することを明らかにし、自閉症の特性に応じた指導の在り方について、ガイドブックやケースブックの編集、自閉症教育実践セミナーの開催などにより「わが国における自閉症教育のスタンダード」を提案したところである。

自閉症のある幼児児童生徒の数の多さや、様々な、特異な困難さから、今後の特別支援学校において自閉症に特化した学級や教育部門の設置を求める意見がある。そうした学級や教育部門における特別の教育課程や指導法、学校生活等の在り方についての検討が喫緊の課題である。

本プロジェクト研究は、この課題に応えるべく、総合的なアセスメント方法と自閉症教育においてキーポイントとなる指導内容の特定を中心に、自閉症の特性に応じた指導パッケージ開発研究に取り組むものである。この開発研究を通じて、小・中学校等における広汎性発達障害への対応に資する成果も期待できる。

(研究全体の概要)

現場のニーズの高い総合的なアセスメント及び自閉症教育においてキーポイントとなる指導内容の開発に焦点化して取り組む。

- ①自閉症教育においてキーポイントとなる指導内容の提案
- ②総合的なアセスメントのうち、年度当初の実態把握及び具体的な教育内容や教育方法の選択のためのチェックリストの作成
- ③授業シート等、キーポイントの具体的な内容、指導方法及び教材教具を開発し、VTR をとおして具体的に提案
- ④自閉症に特化した教育課程のあり方に関する考察比較分析

以上を行っていく予定である。またこの研究開発を通じて、小・中学校等における広汎性発達障害への対応に資することが期待できる。

*なお、キーポイントについては、平成15年から17年に行った「養護学校等における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究－知的障害養護学校における指導内容、指導法、環境整備を中心に－」において、「自閉症教育指導パッケージ（試作）」として、公表したところである。

3) 小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究

(研究の趣旨及び目的)

平成19年度までに、全ての小中学校に校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名することとなっている。既に、校内委員会の設置率、特別支援教育コーディネーターの指名率は8割を超え、特別支援教育への各学校の体制の整備は進みつつあるが、個別の指導計画、個別の教育支援計画、巡回相談員の活用、専門家チームの活用などの具体的な支援に結びつく活動はこれからの状況である。

(研究全体の概要)

この研究では、各学校での対応の充実を図るため、①各小・中学校で取り組むべき事柄、②小・中学校の設置者である市区町村教育委員会が取り組むべき事柄、③盲・聾・養護学校のセンター的機能として取り組むべき事柄等について、その実態を把握すると共に、必要な知見を収集・整理し、また、必要に応じて開発を行い、各々①各小中学校、②市区町村教育委員会、③盲・聾・養護学校に対して、情報を提供するものである。

本研究所では、特別支援教育体制に向かういくつかの研究活動を行ってきた。

- ①プロジェクト研究「特別支援教育コーディネーターに関する実際研究（平成15年度～平成17年度）」
- ②プロジェクト研究「個別の教育支援計画に関する実際研究」（平成16年度～平成17年度）」
- ③プロジェクト研究「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発研究（平成13年～平成15年度）」

などがそれにあたる。その他、LD、ADHD、高機能自閉症の指導・支援に関する研究など具体的な指導・支援の内容・方法に関する研究の成果も少なくない。こうした研究活動の成果として得られた知見を整

理・統合し、各現場のニーズに対応した、より体系的で総合的・実践的な知見を創造することをねらいとしている。

平成19年度を目途に特別支援教育体制の整備を進めきた国の政策も、平成19年4月1日より学校教育法の一部改正法が施行されることを契機にして、今後とも具体的な支援の充実が求められていることを踏まえ、この研究の成果が具体的に特別支援教育の充実に寄与できるものと考えている。

4) 発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究

(趣旨及び目的)

LD, ADHD, 自閉症等の発達障害については早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが必要であり、特に早期発見・早期支援の重要性はきわめて高い。これを具体化することは発達障害者支援法に規定された国の責務であり、この責務に対応するため、文部科学省・厚生労働省が一体となった早期発見・早期支援の総合的支援システムの構築に関する研究を行う。

(研究全体の概要)

具体的には以下のような研究を行う

① 発達障害のある子どもの早期発見・早期支援を実現するための、文科省・厚労省が一体となった総合的支援体制の研究

(1) 現状の把握と整理

- ア 現在の各省・各課の早期発見・早期支援の施策状況の把握と整理。
- イ 関連する学術研究及び情報の収集と整理
- ウ 関連する諸外国の施策状況の把握
- エ 幼稚園・保育園における早期発見・早期支援、小学校との連携の実態把握
- オ 早期発見・早期支援を先進的に行っている地域の調査
- カ 特別支援学校のセンター的機能として行われている早期支援に関する調査
- キ 幼児ことばの教室で行われている早期支援に関する調査
- ク 既存の各種ガイドラインの収集・整理

② 今後に向けての課題の整理と今後の方向性の検討

- ア 早期発見・早期支援に必要な方法や体制に関する検討
- イ 早期発見・早期支援に向けての各種関連機関等の相互連携の今後の在り方
- ウ プライバシー保護の視点からの検討
- エ 保護者の支援方策について
- オ 各省・各課の施策・事業等の再構築に関するモデルの作成
- カ 新たなガイドラインの作成の提言
- キ 早期からの発達段階に応じた指導・支援法の研究

(2) 課題別研究

研 究 課 題	研究期間	研究代表者	障害種別
1) 盲学校等における視覚障害教育の専門性の向上と地域におけるセンター的機能を果たすための小・中学校等のニーズに対応した支援の在り方に関する実際研究	18～19年度	大内 進 (企画部・上席総括研究員)	視覚障害教育
2) 聾学校におけるコミュニケーション手段に関する研究 －手話を用いた指導法と教材の検討を中心に－	18～19年度	小田 侯朗 (教育支援研究部・総括研究員)	聴覚障害教育
3) 難聴・言語障害児を地域で一貫して支援するための体制に関する実際研究	18～19年度	小林 倫代 (教育相談部・総括研究員)	聴覚障害教育
4) 知的障害者の確かな就労を実現するための指導内容・方法に関する研究 －職業教育の視点から－	18～19年度	木村 宣孝 (教育支援研究部・総括研究員)	知的障害教育
5) 肢体不自由のある子どもの教育活動における「評価」及び「授業の改善・充実」に関する研究	18～19年度	當島 茂登 (教育支援研究部・総括研究員)	肢体不自由教育
6) 我が国の病気のある子どもの教育の在り方に関する研究 －病弱教育と学校保健の連携を視野にいれて－	18～19年度	滝川 国芳 (教育支援研究部・主任研究員)	病弱教育
7) 重複障害児のアセスメント研究 －自立活動のコミュニケーションと環境の把握に焦点をあてて－	18～19年度	齊藤由美子 (教育支援研究部・研究員)	重複障害教育
8) ICF 児童青年期バージョンの教育施策への活用に関する開発的研究	18～19年度	徳永 亜希雄 (企画部・主任研究員)	その他 (ICF)
9) 通常の学級で学習する障害のある子どもの日本語の音韻・音節の認識に関する研究 －書き言葉において間違えやすい日本語の特殊音節の特性の分析と指導方法の開発－	18～19年度	藤本 裕人 (企画部・総括研究員)	その他 (言語障害)
10) 小中学校における自閉症・情緒障害の児童生徒の実態把握と教育的支援に関する研究 －特別支援学級及び通級指導教室の実態調査から－	19年度	笹森 洋樹 (教育支援研究部・総括研究員)	情緒障害教育
11) 障害のある子どものための情報関連支援機器等の活用を促進するための教員用映像マニュアル作成に関する研究	19年度	中村 均 (教育研修情報部長)	その他
12) 地域の支援をすすめる教育相談の在り方に関する実際研究 －関係機関と協働して行う総合的な支援体制の構築－	19年度	後上 鐵夫 (教育相談部長)	教育相談
13) 盲ろう教育における教員の専門性向上のための研究	19年度	中澤 恵江 (教育支援研究部・総括研究員)	盲ろう教育
14) 障害のある子どもの教育に応用できる脳科学に関する研究	19年度	西牧 謙吾 (教育支援研究部・上席総括研究員)	その他 (脳科学)

● 研究の概要

1) 盲学校等における視覚障害教育の専門性の向上と地域におけるセンター的機能を果たすための小・中学校等のニーズに対応した支援の在り方に関する実際研究

(研究の趣旨及び目的)

視覚に障害のある児童生徒への支援の地域の核となる盲学校は、支援のための指導方法の専門性が求められながら、児童生徒の少人数化多様化の中でその積み重ねが困難な状況にある。とくに、教科の指導に関しては、その専門的な指導法や適切な教材教具の活用などのノウハウが急速に消えようとしている。そこで、全国の盲学校や地域で学ぶ視覚障害児童生徒の学習状況についての実態把握を進めるとともに、これまでの視覚障害教育で培われてきた教科の指導法や教材教具の成果や近年当研究所で開発してきた最新の情報技術を活用した教材作成法等の成果をもとに教科等の指導法やそれらにかかわる教材の活用に関する「手引」の作成を進め、それらの活用について検討する。

(研究全体の概要)

地域支援という観点から、それらのツールが小中学校等で学ぶ視覚に障害がある児童生徒のニーズに対応した学習環境や指導の改善に寄与出来るかどうか、活用する上での配慮点などについて検証する。さらに、視覚障害教育における視覚活用や触覚活用による指導法は軽度発達障害のある児童生徒にとっても有効であるといわれており、その効果についても実証的に検討したい。

それらの成果は、Webを利用した「視覚障害教育情報ネットワーク」による視覚障害教育に関するコンテンツの充実に活かしていく。

2) 聾学校におけるコミュニケーション手段に関する研究

—手話を用いた指導法と教材の検討を中心に—

(研究の趣旨及び目的)

本研究は平成16年度から平成17年度の二年間で行われた課題別研究「聾学校におけるコミュニケーション手段に関する研究—教職員の手話活用能力の向上とこれも用いた指導法の検討—」に引き続く研究である。本研究では手話を活用した効果的な授業やその他の活動の検討に加え、手話を活用した授業に必要な教材の検討を行う。

(研究全体の概要)

平成16年度～17年度の上記研究から、近年の聾教育において手話の活用能力が重要な課題となり、各聾学校が手話研修等に様々な工夫を行っている。一方、手話を用いた指導法については試行的な取り組みが多く、実践的な情報交換が求められていることが分かった。また、手話を活用する際に必要となる教材についても、各授業者の試行的なものにとどまり、教材の共有やその使用方法の検討などが今後の課題となることがわかった。手話を活用した指導が円滑に進むためには、現在聾学校で行われている指導法全体の整理を行う中で、手話活用の目的や指導法を同様に整理しつつ、様々な方法の組み合わせによる効果的なアプローチを提起していくことが急務と考えた。本研究では二年間の期間を用いて以下のことを実行する

- ① 聾学校を対象に指導法に関する全国調査を行い、聾学校で用いられている指導法全体の現状と課題を明らかにしつつ、効果的な手話活用のあり方を検討し提起する
- ② 研究協力機関を中心に手話活用授業の実践例を収集し、これらの分析から指導の目的や教室の言語環境などに添った効果的な指導法を検討する
- ③ 聾学校を対象に現在授業に用いられている手話関連教材の調査を行うとともに、聴力障害者情報提供施設等で保有するものの中で授業等に使用可能な教材について検討を進める。
- ④ 可能な範囲で海外の手話活用教育の情報を入手し、我が国の聾教育への効果的な適応等について検討を進める。

これらの研究成果を報告することにより聾学校における手話活用を含めた全体的な指導法が円滑にすすめることを期待する。

手話活用授業の指導法を、包括的に整理する研究はこれまで我が国において十分になされてこなかった。また手話関連教材の包括的な把握や分類・整理もこれまで十分になされてこなかった。聾教育における手話の活用は現在国会等においても話題とされており、国の政策に密接に関連するテーマである。その意味で我が国の聾教育の発展に果たす本研究の役割は非常に大きいと考える。

3) 難聴・言語障害児を地域で一貫して支援するための体制に関する実際的研究

(研究の趣旨及び目的)

地域で一貫した支援を実現するには、特別支援学校が重要な役割を占めている。しかし、地方では特別支援学校が広域をカバーすることになり、全ての地域で特別支援学校を中心にした特別支援教育体制が構築されるとは考え難い。

本研究では、地域に密着している難聴・言語障害学級や通級指導教室が、地域における特別支援教育の入り口の一つとして機能している活動例や難聴・言語障害児を一貫して支援している取り組みを収集する。これらの実践を紹介するとともに、これらの実践から地域で果たしている難聴・言語障害学級や通級指導教室の役割及び、今後の方向性について検討することを目的とする。

(研究全体の概要)

- ① 全国の難聴・言語障害学級や通級指導教室の活動状況を「全国難聴・障害学級及び通級指導教室実態調査」により把握する。
- ② ①を踏まえて、地域の早期支援システムの一機関として機能している難言学級・通級指導教室を訪問し、その活動内容について詳細な情報を収集する。
- ③ 乳幼児期から一貫した支援を受けている難聴・言語障害児の事例を収集する。
- ④ ①～③の結果を研究協議会において研究協力者と共に協議し、地域で果たす難聴・言語障害学級や通級指導教室の役割及び今後の方向性について検討する。
- ⑤ 地域の早期支援システムの一機関として機能している難言学級・通級指導教室の活動、乳幼児期から一貫した支援を受けている難聴・言語障害児の事例を紹介し、さらに研究協議会等で検討された難聴・言語障害学級や通級指導教室の役割や今後の方向性について報告書にまとめ、関係機関に配布する。

4) 知的障害者の確かな就労を実現するための指導内容・方法に関する研究 ―職業教育の視点から―

(研究の趣旨及び目的)

本研究は、本研究所旧知的障害教育部がこれまで知的障害のある生徒の社会的自立に焦点を当てて行ってきた一連の研究、「中度精神薄弱児の社会自立を促す条件の分析とその実践的研究」(S62～H3)、「社会的自立を促すための指導内容・方法に関する研究」(H4～8)、「知的障害養護学校における卒業生の支援に関する研究」(H9～11)、「知的障害養護学校における職業教育と就労支援に関する研究」(H12～H15)の発展研究として位置づけ取り組んできたものである。

(研究全体の概要)

研究の1年次では、知的障害養護学校高等部卒業者の就職率の減少傾向や、施設等利用者が高水準で維持されている現状にあって、一方で就労支援機関等の機能の拡大や、個別的教育支援計画を中心とした関係機関と連携した移行支援システムの充実・拡大の方向性を確かめつつ、知的障害のある生徒の職業教育の観点から、指導内容・方法の考え方について検討してきた。

研究協力校との調査・研究では、特に軽度の知的障害のある生徒の職業教育の充実を図るために、企業と連携した現場実習の意義や、効果的な作業学習の在り方などについての知見が得られた一方で、確かな就労に結びつく就労支援を展開する上での課題等についても整理してきた。

高等養護学校の実情に視点を当てると、進学者の大半が中学校特殊学級卒業生及び知的障害養護学校中学部卒業生であったが、近年、中学校の通常の学級の出身者の進学が増加している傾向がみられ、高等養護学校在籍生徒の障害の程度が多様化している現状がみられる。

本研究開始段階で想定したこれらの現状において、今後、生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる職業教育の充実を図るためには、知的障害のある児童生徒のキャリア発達の視点から、小・中・高等部一貫した職業教育の在り方を検討する必要がある、そのための指導内容・方法を具体化する指標として「キャリア発

達段階・内容表（試案）」の作成を試みている。

研究の2年次においては、1年次において作成した「キャリア発達段階・内容表（試案）」の枠組みの妥当性の検討と並行して、児童生徒の勤労観、職業観を育てるための具体的な指導内容及び方法の指標（内容抽出のための視点）を明確にする。

併せて、キャリア発達の視点を踏まえ、小学部、中学部、高等部の各段階において勤労観・職業観を醸成するための効果的な指導の在り方について研究協力校の実践をとおして研究する。

5) 肢体不自由のある子どもの教育活動における「評価」及び「授業の改善・充実」に関する研究

（研究の趣旨及び目的）

本研究は、肢体不自由のある子どもが在籍している各学校や学級での様々な教育活動における「評価」及び「授業の改善・充実」に関する実際的な研究を行う。一人一人のニーズに応じた教育を推進する特別支援教育の発展に向けて、評価の客観性や信頼性を高めるための評価方法の工夫や改善が求められている。しかし、肢体不自由のある子どもの学校や学級では障害の重度・重複化、多様化の中で、評価がますます重要な課題になっているが、充分とはいえない状況である。

本研究では、先進的に取り組んでいる学校を軸に据えながら、教育活動に欠かせない評価方法及び授業改善・充実に向けた課題について多角的な検討を行う。

（研究全体の概要）

平成18年度から平成19年度の2年間で、肢体不自由のある子どもを教育する場において実施されている「評価」や「授業の改善・充実」に向けた取組について、研究報告書等の研究、実際に学校を訪問しインタビュー調査等を実施し、その現状と課題を明らかにする。

平成18年度は、評価や授業の改善・充実に向けた課題について検討している学校を訪問し、授業分析、研究協議を実施した（筑波大学桐が丘特別支援学校、青森県立八戸第一養護学校、京都市立呉竹総合特別支援学校、高知県立高知若草養護学校など）。これらを踏まえて、研究協力機関（7校）における評価及び授業改善の現状と課題を整理した。

2年目は、評価の工夫改善に向けた具体的な方法及び日々の「授業の改善・充実」に資する方法（教材の活用）を提案できるように、各学校を訪問し、研究協議を行う。

また、特別支援学校や特別支援学級において活用できる「ガイドブック」を作成する。

6) 我が国の病気のある子どもの教育の在り方に関する研究

－ 病弱教育と学校保健の連携を視野に入れて －

（研究の趣旨及び目的）

全国で病気による義務教育期間における長期欠席者が4万人以上おり、多くが小・中学校に在籍しているにもかかわらず、病弱教育は特別支援教育の中で位置づけられているため、通常教育へのアプローチが希薄だった。通常の学校に在籍する病気の子どもは、学校保健で管理されている。そこで、学齢期にある子どもが病気になった時点から、原籍校等への復帰を前提に、病弱教育と学校保健の連絡調整とその後の学校保健での管理体制が重要な課題になっている。また、小児慢性特定疾患の中でも、罹患率が高い病気の子どもの教育の研究は進んでいるが、稀少疾患に関するデータは少なく、主な障害により養護学校に入るが、病気をトータルにみる情報が学校現場に少なく、医療とも連携が取れていないのが現状である。

特別支援教育においてどこにも位置づけられていない小・中学校に在籍している病気による長期欠席者に対する対策の必要性は高く、また、稀少疾患対策は我が国の難病対策と特別支援教育との連携を考える上で必要な課題である。特別支援学校における教科学習や自立活動等の学習効果の評価に関する研究が求められる。

（研究全体の概要）

① 喫緊の課題となっている特別支援教育を進める上での院内学級のあり方をまとめ、報告書を作成した

(第1年次)

- ② 明治期、大正期の学校衛生成立過程を検証することで、地方独自の病弱・身体虚弱教育成立過程や病弱教育と学校保健との関連性の歴史的経緯を明らかにし、今後の病弱教育の方向性の提言を行う(2年間)。
- ③ 通常の学校における病気による長期欠席者の実態を明らかにして、彼らを支援する教育体制整備を行うために、学校保健と病弱教育の連携のあり方、従来から当研究所で進めてきた病弱教育を主とする特別支援学校の教育機能強化に関する研究(センター的機能、教育課程、指導法の組み立て方、慢性疾患児の自己管理に関する現在進行中の研究を含む)と関連させて教育的支援のあり方を検討する(2年間)
- ④ 今後ナショナルセンターの機能として必要と思われる稀少疾患に関する情報センター構想を視野に入れて、この研究の中でその予備的研究として、必要な情報収集を行う。

7) 重複障害児のアセスメント研究 – 自立活動のコミュニケーションと環境の把握に焦点をあてて –

(研究の趣旨及び目的)

特別支援学校には、多様かつ重度の重複障害児が在籍するようになってきているが、コミュニケーションが困難な重複障害児の場合、従来のアセスメント方法では「測定不能」となる場合が多々あり、実態把握が十分にできないまま、教育が開始される場合が少なくない。本研究は、コミュニケーションが困難な重複障害児の「環境の把握」と「コミュニケーション」の個人因子について、学校で実施しやすく、実践につながるアセスメントを提案することを目的としている。

(研究全体の概要)

- ① 1年目(平成18年度)には、アセスメントについての聞き取り調査と文献研究を実施したうえで、研究協力機関と連携して、主に視覚を用いた環境の把握に関するアセスメントの開発、提案を行った。
- ② 2年目(平成19年度)は、研究協力機関、及び生活実験棟における研究活動を通して、コミュニケーションに関するアセスメントの提案と改良を実施する。さらに、視覚のアセスメントの改良を実施する。
- ③ 上記のアセスメントに基づく支援とその成果についての研究を報告書にまとめ、普及活動を行う。

8) ICF 児童青年期バージョンの教育施策への活用に関する開発的研究

(研究の趣旨及び目的)

本研究は、WHO(世界保健機関)のICF-CY(国際生活機能分類児童青年期バージョン)の教育施策への活用の方向性について検討する開発的な研究である。

(研究全体の概要)

具体的には、平成18～19年度の研究期間中、以下の視点に基づいた検討を行い、喫緊の教育施策への貢献方策と共に、将来的な教育施策検討のための基礎的な知見の集積を行う。

- ① 児童生徒理解における視点の幅広さなど、その有効性が指摘されている理念に基づいた、教育課程の改善・充実等における活用の方向性について
- ② 共通言語としての性格から既に活用されつつある個別の教育支援計画を初めとした、多職種との連携における活用の方向性について
- ③ 障害のある人だけでなく、全ての人をその対象として、生活の中での課題等の解決の糸口を探るという理念に基づいた、従来の特殊教育と通常教育との連携における活用の方向性について

9) 通常の学級で学習する障害のある子どもの日本語の音韻・音節の認識に関する研究

– 書き言葉において間違いやすい日本語の特殊音節の特性の分析と指導方法の開発 –

(研究の趣旨及び目的)

① 「話し言葉」を「書き言葉」にする時、視覚情報に着目した指導方法が行われているが、「聴知覚」の特性に配慮した授業アプローチは十分に行われていない。通常の学級で学習する障害のある児童生徒が聴覚的に認知できる音声・音環境とはなにか、そしてどのように配慮したら良いか指針が必要である。

②授業場面における教員の「音声」提示方法、教室環境音のコントロールに関する課題については、聾学校や難聴学級以外では、ほとんど考慮されてきていない。学習を行う上での「聴覚的なインプット情報の重要性」について提起し、その対応方法を明確にする。

(研究全体の概要)

① 障害のある子どもが、教員の日本語の音声を正しく認識するうえでの必要条件を解明する。

現在、軽度発達障害児等の教育において、日本語の特殊音節と言われる促音や拗音などの「話し言葉」を「書き言葉」にする際に、誤りが多く指摘されている。その指導方法としては、視覚を活用した指導が行われている現状がある。

我が国において、学習障害児等の「聴知覚」に関して課題があることが着目され始めているが、授業場面において聴覚的に日本語の音韻の認識に視点をあて、母音と子音で構成される日本語音韻の特性と書き言葉の関係について明らかにした研究は取り組まれていない。「日本語」という観点を踏まえると、海外の言語体系の指導法を、そのまま日本に応用することも難しい状況がある。

本研究では児童が、書字において誤りやすい日本語の音韻・音節の特性を、所内において解析し、結果を実証実験しながら解明するとともに、「聴覚的な認知」に着目した「正しい書き言葉」の指導方法の開発を行うものである。アンケート・インタビュー調査ではなく、教員の音声・教室音の音源のデータ収集と解析作業の研究形態を採るものである。

② 「教室における音声・音響環境整備のガイドマニュアル」の作成

教員の日本語音声を、教室内の子どもたちに確実に「認知」させるためのどのように対応すればよいか、音声・音響環境の観点について、上述1の分析結果から、教室の音響に視点をあてたガイドマニュアルの作成を行う。子音の直進性（教室のサイドに座ると、判別しにくい）など音響学の視点も加味してガイドマニュアルを作成する。イギリス・アメリカ等からの最近の情報では、教室内のどこに座っていても、確実に教師の音声を届けるために、教室の側面・背面にも精度の高いスピーカーを配置するシステムが見受けられるようになってきている。我が国においても、この分野の必要な観点を整理するものである。

10) 小中学校における自閉症・情緒障害の児童生徒の実態把握と教育的支援に関する研究

－特別支援学級及び通級指導教室の実態調査から－

平成18年4月1日施行の学校教育法施行規則第73条の21において、LD及びADHDの児童生徒が新たに通級の対象となるとともに、これまで一つにまとめられていた「情緒障害者」が、自閉症又はそれに類するものとする「自閉症者」と、主として心理的な要因による選択性かん黙等があるものとする「情緒障害者」の2つに分類された。それに伴い、平成18年3月31日付文部科学省初等中等教育局長通知「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」において、「情緒障害者」を対象とする「特別支援学級」については、今後、文部科学省においてその在り方について検討を進めることとすることが示されている。本研究は、特別支援学級及び通級指導教室の実態調査から、今後の情緒障害特別支援学級、自閉症及び情緒障害通級指導教室の在り方も含め、小中学校における情緒障害教育についての検討・考察を行うことを目的とする。

(研究全体の概要)

全国の小・中学校の情緒障害特別支援学級に実態調査を行い、①在籍する児童生徒数及び障害の種類、知的発達の程度等の様子、②情緒障害特別支援学級における指導内容（交流及び共同学習を含む）、③特別支援学級在籍児童生徒以外の校内支援の実態、④学級運営上の課題等を整理することにより、情緒障害特別支援学級の現状の課題を明らかにする。

また、平成18年度より対象が「自閉症」と「情緒障害」に分類整理された通級指導教室の現状について実態調査を行い、⑤自閉症及び情緒障害を対象とした通級指導教室の現状、⑥自閉症及び情緒障害の通級指導教室における指導内容等、制度が改められて一年が経過した後の成果と課題を把握する。

以上2つの調査結果の検討をもとに小中学校における情緒障害教育について考察する。

11) 障害のある子どものための情報関連支援機器等の活用を促進するための教員用映像マニュアル作成に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

①特別支援学校における情報関連支援機器等の普及・利用状況を明らかにすること、②情報関連支援機器等を効果的に活用している事例を選定し、その特別支援学校に協力を依頼、取材を行い、オンライン・コンテンツを作成し、Web サイトから提供する。

(研究全体の概要)

情報関連支援機器等の有効性は先行研究等により示されているところである。しかし、我が国の学校現場では、これらの情報関連支援機器等の利用が必ずしも進んでいないように見受けられる。これには次のような理由が考えられる。

- ① 機器を導入したいが、どのような機器が適切なのか分からない。
- ② 機器を導入してみたが、どのように活用すればよいか分からない。

これらの課題に対応するため、本研究ではどんなものがある、どのように活用できるのかという情報を研究所の Web サイトから動画像にて提供する。

12) 地域の支援をすすめる教育相談の在り方に関する実際研究

－関係機関と協働して行う総合的な支援体制の構築－

(研究の趣旨及び目的)

教育相談部では、ナショナルセンターとして担うべき教育相談活動の一つに「各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援」をあげている。具体的な内容は、教育相談実施機関の自己解決能力の向上を推進することであり、その中で教育等環境全般に関する総合的なアセスメント方法の開発や教育相談に関するコンサルテーション手法を開発することとしている。

本研究は、平成18年度、コンサルテーションガイドブック、ケースブックを作成し、コンサルテーション手法等について提案した。この成果を活用して、この研究では、地域における教育相談機能の質的向上に対する支援方法や研究所のデータベースを活かした情報提供による地方の教育相談体制への支援方法を明らかにすることを目的とする。

(研究全体の概要)

本研究では、各地で行われている教育相談についての課題を把握し、その内容を整理・分析することによって、①地域の特性を活かした関係諸領域と連携した相談支援体制（モデル案）の収集、②コンサルテーションにかかる教育環境全般を含めたアセスメント法の開発、③教育相談・コンサルテーション事例の収集、④収集事例の整理と内容面の検討をもとにデータベースの試作を行う。

このことにより、具体的な各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援策を提示する。

また、この研究の成果をもとに、地元教育相談機関（特別支援教育センター）と連携しながら、教育相談担当者実践協議会を開催する。

13) 盲ろう教育における教員の専門性向上のための研究

(研究の趣旨及び目的)

「盲ろう」教育研究の全体構想には以下を含めることが必要である。①盲ろうのサブグループに対応した支援内容方法研究、②教員の専門性向上研究、③保護者支援（特に早期・超早期支援）研究、④盲ろうに関する研究資料のデータベース構築、⑤高等教育・雇用及び卒後の生活支援研究。ここでは、その中でも「二十一世紀の特殊教育」においてその必要性が記されている、盲ろう教育担当教員の専門性向上に焦点を当てて、実際研究を行う。

(研究全体の概要)

専門性向上のための盲ろう研修プログラムには、以下の特徴を必要とする：①教員が2年程度で担当が変わるため、即効力と他の教員への波及力をもつ研修であること；②研修効果を明確に評価できるプログラムであること；③県との連携につながる研修システムであること。

本研究では、研修プログラムの充実に必要な以下について初年度の研究を行う：①研修教材の開発研究、②超早期相談が多いCHARGE症候群乳幼児に関する研修ニーズの調査；③研究成果を「第14回D

eafblind International世界会議」(オーストラリア)で発表し、併せて海外情報の収集および意見交換を行う；④小規模なモデル講習会を、一県の教育センターと連携して試行する。

14) 障害のある子どもの教育に応用できる脳科学に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

日本版の脳科学研究の10か年計画である「脳に関する研究開発についての長期的な考え方(1997)」が終了し、現在文科省ライフサイエンス課の脳科学研究の推進に関する懇談会で、今後の脳科学研究についての国の方針を検討している。この3か年で脳科学研究がさらに進歩し、現場の教員を始め多くの教育関係者の間に脳科学に対する関心が高まっている中で、前頭葉を鍛える等のトレーニング教材など、教育現場にも脳科学に関連する教材教具が氾濫し、正確で分かりやすい情報の提供が必要とされている。また一部には、間違った内容や過大評価した内容が含まれ、学校現場への正確な情報提供は、喫緊の課題である。

また、今までの学校現場での指導法の開発や学習効果の評価に関する脳科学的貢献が求められている。

(研究全体の概要)

平成18年度課題別研究「脳科学」で実施した教員養成系大学教員に対するアンケート調査でも、教員養成大学、教育関係の研究機関で、障害のある子どもの教育に関連した脳科学研究を行おうとするところが多くなっている。特に、シンポジウム等の情報収集&情報交換への要望や、当研究所のNIRSを用いた共同研究もしくは共同利用の希望は今後の研究所の研究の方向性を示唆する重要な情報である。

また、脳科学に基づくと称する教材教具が数多く開発され、教育現場の脳科学に対する関心の高まりから、正確な情報に基づいた、障害のある子どもの教育への脳科学の応用可能性を研究する必要がある。

そこで、①教育系大学等との情報交換、NIRSの利用を中心とした共同研究を実施し、国のセンター的機能を担う。②所内において、感覚障害等の研究成果を生みやすい課題を中心に障害のある子どもの教育に利用できる脳科学研究を行って、脳科学の応用可能性を明かにする。③これらの研究により、障害のある子どもの教育に役立つ脳科学研究の在り方を施策的に提言する。以上の3点を、これからの研究の方針とする。

(3) 調査研究

研 究 課 題	研究期間	研究代表者
1) 日本人学校及び補習校における特別支援教育の推進状況に関する調査研究	19～20年度	後上 鐵夫 (教育相談部長)
2) 障害のある子どもの教育における情報手段活用についての知識・技能の効果的な普及方策に関する実際的研究	19年度	渡邊 章 (教育研修情報部・ 総括研究員)
3) 特別支援教育体制整備における、医療・福祉・保健・教育・労働との連携による地域支援体制と障害児支援状況実地調査研究	19～20年度	藤井 茂樹 (教育支援研究部・ 総括研究員)
4) 国内外における特別支援教育の研究・施策の動向とその評価に関する基礎資料の収集と分析	19年度	大内 進 (企画部・上席総括 研究員)

● 研究の概要

1) 日本人学校及び補習校における特別支援教育の推進状況に関する調査研究

(研究の趣旨及び目的)

本研究は、外国に在住する障害のある日本人子弟に対し、教育相談支援や教育支援を行う体制や支援の実態を調査することを目的としている。

(研究全体の概要)

当研究所の教育相談では、特別支援教育についての理解が広がる中、障害のある子どもについての海外生活や学校生活の在り方、帰国にあたっての移行に関する相談、教員からの指導方法に関する相談が増えてきている。平成17・18年度には、科学研究費による実地調査及びアンケート調査を実施してきたが、日本人学校の特殊学級の設置及び特別支援教育の状況は、年度により大きく異なることが明らかになってきている。

そこで、本研究においては現在、海外で生活している邦人で障害のある子どもを育てている保護者や、本人、あるいは教育機関関係者を対象として、必要とされている情報や技術、教育支援方法等を提供するとともに、障害のある子どもへの継続した支援と、教育関係機関間でのサポートシステムやネットワークの実態について調査を行う。この調査研究を推進することで、教育関係者の資質向上を図ると共に、その成果に基づいて当研究所内に、在外邦人等への教育相談支援体制と国内及び海外のおもだった機関とのネットワークを形成する

2) 障害のある子どもの教育における情報手段活用についての知識・技能の効果的な普及方策に関する実際研究

(研究の趣旨及び目的)

本研究は、障害のある子どもの教育における情報手段活用に関する知識・技能をどのようにすれば効果的・効率的に普及できるかを、研究所で実施する平成19年度「情報手段活用による教育的支援指導者研修」の企画・実施・評価・フォローアップを通じて検討することを目的とする。

(研究全体の概要)

PDC Aサイクルの考え方にに基づき、平成19年度「情報手段活用による教育的支援指導者研修」について、研修の「企画→実施→評価→改善」の各プロセスについて検討し、さらに研修実施後の効果について、学校訪問調査とインターネットを利用したフォローアップにより検討を行う。

3) 特別支援教育体制整備における、医療・福祉・保健・教育・労働との連携による地域支援体制と障害児支援状況実地調査研究

(研究の趣旨及び目的)

発達障害者支援法を受けて、文部科学省は、LD等の幼児児童生徒の支援体制整備にあたって、広域又は地域の特別支援連携協議会の設置を通じ、医療、保健、福祉、労働等の関係部局とのネットワークを構築する必要があると明記している。また、関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成をも進めている。このことを推進していくには、区市町村レベルでの教育、医療、保健、福祉、労働とのネットワークづくりが必要と考えられる。先進的に取り組んでいる自治体は、ここ最近、少しずつではあるが増えつつある。しかし、その取り組みが、どの自治体でも実施できるかどうかは明らかでない。そこで、本研究では、3万人以下、5万人、10万人、20万人、40万人、100万人、200万人以上の都市において、先進的にネットワーク作りをしながら特別支援教育に取り組んでいる自治体を実地調査する。

(研究全体の概要)

具体的には、各自治体における次世代育成行動計画、青少年育成計画、障害者福祉計画等の市全体の計画と特別支援教育との関連から、障害のある子どもやその保護者が受けてきた教育、保健、福祉サービスの検

討を行う。そのことから、各機関の役割を明らかにし、連携の在り方を検討する。

つまり、地域の総合的な教育支援体制の構築を目指す、新たな教育、医療、保健、福祉、就労とのネットワーク構築について検討していくのである。ここで得られた知見から、まだ十分に特別支援教育が進んでいない自治体を幾つかあげ、各自治体の現状把握と特別支援教育の実施状況から問題点を整理し、新たなネットワーク作りについてモデルを提示する。

4) 国内外における特別支援教育の研究・施策の動向とその評価に関する基礎資料の収集と分析

(研究の趣旨及び目的)

特別支援教育の充実のために、国内外における特別支援教育の研究や施策の評価の動向に係わる基礎資料の収集分析を行う。

(研究全体の概要)

具体的には、以下の3つの課題に取り組む。なお、この調査研究は、企画部の部門の研究として、単年度単位で継続して実施されるものである。

① 国内の大学等における研究動向（政策に係る研究を含む。）に関する調査

今後の本研究所の研究推進及び大学や研究機関等との研究の差別化を図るための基礎資料として資するため、国内の大学等における最近の研究の動向について調査する

② 特別支援教育の充実をめざした諸外国の取組にかかわる制度的な枠組みと基本的なデータの比較検討

国際研究協力等を通じて諸外国の情報を収集・分析するとともに、国外に対しては、日本をはじめとし、アジア・太平洋地域の特別支援教育に関する総合的な情報を提供し、国内に対しては、特別支援教育における諸外国の取組について、各研究機関、教育現場等関係機関において、それぞれ活用可能な形で情報を総合的に提供する（情報発信センターの機能形成）。

そこで、本調査では、比較研究の基盤を形成しつつ、諸外国の制度的な枠組みと基本的なデータをまとめ、比較検討することを目的とする。

③ 研究活動の評価とマネジメントに関する調査研究（中期計画にある評価システムの構築）

質の高い評価業務を、より効率的、より効果的に遂行するために継続して行う調査研究であり、以下のことを行う。

イ 内外で行われている評価内容・評価手法の調査・整理

ロ 評価とマネジメントに資する基礎データの調査・収集・分析

ハ 評価の有効性の検討

(4) 共同研究

研 究 課 題 (研究担当者)	研究期間	共同研究機関
1) 全盲児童の図形表象の評価に関する研究 (大内 進 企画部・総括研究員)	18～19年度	東京工芸大学
2) 障害のある子どもの脳機能計測技術の開発的研究 (西牧 謙吾 教育支援研究部・上席総括研究員)	19～21年度	独立行政法人国立病院機構久里浜アル コール症センター
3) 病気のある児童生徒等へのPHSによるICTを活用した情報ネットワークによる授業形態に関する実証的研究 (滝川 国芳 教育支援研究部・主任研究員)	19～20年度	(株)ウェストフィールド
4) 地域における障害のある子どもの総合的な教育支援体制の構築に関する実際研究 (小澤 至賢・教育相談部・主任研究員)	16～19年度	横須賀市役所 神奈川県立保健福祉 大学
5) 構音障害のある子どもが自ら学べる動画教材と配信技術の開発 (久保山茂樹・教育支援研究部・主任研究員)	19～20年度	独立行政法人理化学 研究所
6) 高等教育機関における発達障害のある学生の支援に関する研究 - 評価法の開発と教職員への啓発 - (原田 公人 教育支援研究部・総括研究員)	19～20年度	日本学生支援機構

● 研究の概要

1) 全盲児童の図形表象の評価に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

視覚に障害があっても触覚を効果的に活用することにより2次元的な空間を十分に理解することができる。近年このことが広く理解されるようになり、点字教科書にも図版が多く取り入れるようになるなどの変化が起きてきている。図2次元情報を使いこなすためには、触覚的に認知すると共に認知したことをできるだけ正確に表でできる力を育てていくことが不可欠である。しかしながら、触覚活用による図形の形状や大きさの理解とその表現を評価するためには現状では、教員や親などの他者の力を頼らなければならない。また、こうした活動をより日常的なものにするためには、児童が遊び感覚で気軽にしかもより正確な認知と表現ができるような活動ができる状況を設定できるようにしていく必要もある。そこで本研究では、できるだけ児童自身の自発的な活動を尊重しながら、光情報工学分野と連携することにより、その活動の結果がより客観的、定量的に評価できるようにする方法を検討しようとするものである。

(研究全体の概要)

- ① これまで、視覚障害教育において経験的に行ってきた活動を、より科学的に定量的に評価しようとするものであり、これまで経験的、定性的な評価にとどまっていたレベルからより客観的なレベルへ高めることができる。また、学習活動を広げることにも寄与できる。
- ② この分野での研究はこれまで取り組まれていない。弱視児童の描画の評価に関して本研究所と東京工芸大で取り組んできた経緯があり、本研究はの発展的な研究として位置づけられる。
- ③ この度の研究は、視覚障害教育に焦点化して実施されるものであるが、この研究成果は、現在大きな課題となっている発達障害教育の分野でも応用できるものであると確信しており、広く特別支援教育の指導法の改善に貢献できるものと思われる

2) 障害のある子どもの脳機能計測技術の開発的研究

(研究の趣旨及び目的)

独立行政法人国立病院機構久里浜アルコール症センター（以下センター）は、機能的MRIへの発展性を有する最新鋭のMRIを備え、研究所でNIRSの導入が可能になれば、研究所周辺の研究エリアで、脳機能の非侵襲計測が可能となり、研究面での利便性を大きく向上させることが出来る。また、センターの児童精神神経科、臨床研究部行動科学研究室の専門医との共同研究は、脳機能解明に向けて医療面での支援を受けることが出来るだけでなく、行動障害等、薬物治療を必要とする子どもへの医療・教育の連携を深める意義をも有する。

ナショナルセンターとして本研究所が「脳科学と教育」研究に取り組むために脳機能の非侵襲計測の充実が不可欠である。野比地区にある二つの国立機関が相互協力して、脳機能の非侵襲的画像計測技術と診断能力を高める意義は大きい。

(研究全体の概要)

「日本の脳研究の10か年計画が終了し、今後の脳科学研究についての国の方針を考える中で、障害のある子どもの教育に関する研究が重視される傾向にある。現在の「脳科学と教育」の研究は、ほとんどが脳科学研究者の提案によるもので、必ずしも特別支援教育の対象となっている子どもの実態やニーズを正確に反映していない面がある。特別支援教育に実際的につながる脳科学研究を提案し実施していくことで、脳科学と教育がほんとうに連携した研究が可能となる。

3) 病気のある児童生徒等への無線通信網とICT機器を活用した情報ネットワークによる授業形態に関する実証的研究

(研究の趣旨及び目的)

病気のある児童生徒の教育は、特別支援学校（養護学校）をはじめ、特別支援学級、通級による指導、通常の学級のすべての教育の場で行われている。病弱養護学校は、本校のほかに分校や分教室があることが多い。また、身体虚弱特別支援学級は、小・中学校内だけでなく小児科病棟のある病院内に設置されている。そのため、特別支援学校（養護学校）、分校、分教室、特別支援学級（院内学級）が地域に点在しており、教育活動を進めていく上で、児童生徒の集団による授業、教員の移動などの面で大きな制約を受けることになる。また、教職員の人事異動が比較的短いサイクルで行われ、病弱教育に関する専門性をもった教員が養成されにくい環境にある。

そこで、本研究では、教室が市内に点在する政令指定都市下の院内学級をモデルに、病院内において使用できる無線通信網と ICT 機器を活用して、無線通信での音声や画像の情報ネットワークによる病弱教育における新しい授業形態や非公開型 SNS（Social Networking Service）を使った指導方法等の情報共有を探ることを目的とする。

（研究全体の概要）

病気によるさまざまな制限を受けながら特別支援学校（養護学校）、特殊学級に在籍している児童生徒が、意欲的に授業に参加し生活することは、極めて重要なことである。長期の入院により家族と離れていたり、入退院を繰り返すことで友達関係を築きにくかったりする児童生徒、精神疾患等により人とのやりとりが苦手な児童生徒、病気によって長期欠席している児童生徒等に対する教育活動に、無線通信による情報ネットワークを用いることで、病院内の学級をはじめ病室でのベッドサイド、自宅への訪問教育における新しい授業形態を検討することが必要となっている。そして、前籍校の児童生徒とのやりとりを行ったり、病気のある児童生徒自身が自分でできることを増やし自己肯定感を高めたりすることはこれからの病弱教育には重要である。また教師が、より効果的・効率的な教科指導を行うための指導法の蓄積と改善を進めることは、極めて有意義であると考えられる。

これまで全国各地の特別支援学校（養護学校）や院内学級において、閉回路テレビやテレビ会議システムによる遠隔地授業は実施され成果を上げてきた。しかし、移動性や携帯性に乏しく、児童生徒の病状に合わせた場所で教育を行う場面では、利用しにくい点が多かった。本研究は、送信出力が携帯電話に比べて非常に小さいため医療機関内での利用も基本的に認められている PHS 等の無線通信による ICT 機器を活用した国内初めての、病気のある児童生徒に対する授業の在り方を探ることとなる。

4) 地域における障害のある子どもの総合的な教育支援体制の構築に関する実際研究

（研究の趣旨及び目的）

平成16年度から平成18年度まで行った横須賀市役所、神奈川県立保健福祉大学との共同研究「地域における障害のある子どもの総合的な教育支援体制の構築に関する実際研究」において構築した研究協力関係を継続しつつ、得られた研究成果を土台に更に発展させることを目的とする。

関係機関の連携の重要性については、これまでも繰り返し指摘されており、盲・聾・養護学校を中心とした実践例が報告され、「障害保健福祉圏域と整合性を」とったネットワーク作りが進んでいる。このように、区市町村レベルでの行政施策が、取り組まれているものの、経費削減の風潮の中で、その効果についての検討は十分にされていない現状では、長期的な視野に立った予防的観点の施策への転換が難しい。

とりわけ、地域の子育て機能が機能しにくい現状にあって、乳幼児期における行政施策は、緊急度が高い。地域情報のアセスメントを行い、教育、福祉、労働等が連携した施策を実施し、その評価を行うような一連の手法の開発が待たれるところである。

（研究全体の概要）

本研究では、市として市立聾学校、養護学校を持つ数少ない市であり、特殊学級、通級指導教室の設置校を持ち、就学前の子どもを対象にした障害児療育センター（仮称子どもセンター）、児童相談所を設立している横須賀市（中核市）をモデルに以下の3点を目的とする。

- ① 次世代育成行動計画、青少年育成計画、子どもセンター基本計画等の市全体計画策定段階から、市担当者と協働して、障害のある子どもやその保護者が受けてきた教育、保健、福祉サービスの総合的なアセスメント、実施された研修会等への評価に関しての検討を行う。

- ② 市側との協働により、地域状況の調査及び幼稚園、保育園の職員及び保護者を対象とした研修会を実施し、具体的な支援場面を通して、総合的なアセスメント、評価についての知見を得、整理する。
- ③ 教育、医療、福祉の新たなネットワーク（地域の総合的な教育支援体制）構築をめざし、関係専門職、保護者向けのテキスト作成、研修計画策定を行う。

5) 構音障害のある子どもが自ら学べる動画教材と配信技術の開発

（研究の趣旨及び目的）

本研究は以下の2点を目的とする。

- ① 言語障害児本人が、構音障害の改善方法を自ら学習し習得するための動画教材を開発、提供（この教材は言語障害教育担当者にも有効である）。
- ② インターネット配信等を通して、構音障害の改善方法に関する動画教材の中から、必要な時に必要な内容を容易に得られる手法を開発、提供する。

（研究全体の概要）

本研究は2年間で以下のことを実施する

- ① 構音障害に関する指導に実績のある教員をモデルとして、構音障害の改善方法に関する動画教材（試案）を作成する。
- ② 動画教材（試案）を言語障害通級指導教室（幼児の教室も含む）等に試用と評価を依頼し、研究協議会でさらに検討する。
- ③ 上記②に踏まえ動画教材の改訂を行う。
- ④ 上記③で作成した動画教材をインターネットで配信できるよう加工する。また、必要な時に必要な内容を選択し使用できるためのソフトウェア等や配信技術を開発する（理化学研究所開発による ReCOS がその基本ソフトウェアとなる）。
- ⑤ 研究成果の提供（DVD教材、インターネット配信）を行う

上記のうち、当研究所研究スタッフ及び研究協力者は上記の①②③⑤を主として実施し、理化学研究所は上記②④のうち動画教材配信システムに関する調査研究を主として実施する。動画配信に最適化した動画の撮影・加工、配信技術の検討については当研究所と理化学研究所で共同で実施する。

6) 高等教育機関における発達障害のある学生の支援に関する研究

－評価法の開発と教職員への啓発－

（研究の趣旨及び目的）

平成17年度から平成18年度まで独立行政法人日本学生支援機構との共同研究として、高等教育機関における発達障害のある学生の支援に関する研究を行ってきた。その一環としてまず、大学等における発達障害のある学生の在籍状況について全国的なアンケート調査を行った。次に、特徴的な支援を実施している大学等を対象に、学生相談センター等の取組を訪問調査した。そして、これらの結果を報告書として取りまとめた。

平成18年度までの研究で明らかにしたことは以下の通りである。

- ① 発達障害のある学生が高等教育機関に既に在籍し支援が必要とされること。
- ② 組織的な支援体制が整備されていない高等教育機関が多いこと。
- ③ 全般に発達障害に関する教職員の理解が不足していること。これが組織未整備校の多い原因と考えられる。
- ④ 支援が行われている場合でも、教職員が個々の学生の対応に追われており、支援の目標が明確でなく、結果として支援が適切であったかどうかを評価できていないこと。

(研究全体の概要)

今後大学の全入時代を迎え、発達障害のある学生の入学数の増加が予測されることから、これらの問題への具体的な対処策の確立が喫緊の課題である。

本研究では、平成19年度から平成20年度の2カ年間で、独立行政法人日本学生支援機（JASSO）と共同して、上記の状況のうち(3)と(4)に取り組む。具体的には以下の2点を実施する。

- ① 高等教育機関教職員及び保護者等を対象として、発達障害のある学生支援に関する理解啓発のためのセミナーを開催する。
- ② 発達障害のある学生数例を対象として、支援内容・方法を教職員と共同で検討するとともに、支援の評価法について研究し、支援の目標・評価チェックリストを作成する。